

令和5年度（2023年度）エゾシカ肉流通拡大推進事業委託業務 企画提案説明書

1 委託業務名

令和5年度（2023年度）エゾシカ肉流通拡大推進事業委託業務

2 業務の目的

エゾシカ肉処理施設認証制度（以下「認証制度」という）に基づく認証施設で生産されたエゾシカ肉（以下「認証肉」という）の安全面、エゾシカ肉の特性（栄養面）等の理解・体験を通じて、新たなジビエ商品の開発に繋げ、認証肉を活用したジビエ商品の流通拡大を図る。

3 業務の内容

狩猟期が始まる頃かつ一時養鹿の個体重量が最も大きい11～12月に、道と包括連携協定を締結又は「ほっかいどう応援団会議」に参加している企業をはじめとした北海道にゆかりや想いのある企業・団体の食品開発担当者やバイヤー等を対象とした、「エゾシカジビエツアー」を開催すること。本ツアーの概要は以下の通り。

(1) エゾシカ食肉セミナー

- ア ねらい 認証制度の下に生産された認証肉の安全性と、エゾシカ肉の栄養特性について学び、認証肉の魅力を伝える。
- イ 開催期間 令和5年11月～12月頃。（2）と同日・同会場で開催。
- ウ 内容 認証施設の食肉事業者から参加者へ、認証制度の仕組みや認証施設における衛生管理の徹底、認証施設の取組について説明し、意見交換の場を設ける。
また、エゾシカ肉の特性について知見のある栄養学研究者などを講師として、エゾシカ肉の高タンパク低カロリー低脂質で鉄分豊富、という優れた栄養特性について講義し、商品開発の意欲を促進させる。
- エ 対象 道と包括連携協定を締結又は「ほっかいどう応援団会議」に参加している企業をはじめとした北海道にゆかりや想いのある企業・団体の食品開発担当者やバイヤー等（16名）

(2) ジビエ商品開発セミナー

- ア ねらい ジビエを活用した商品開発や販路拡大の実例を学び、その後解体と調理の実演を見せ、商品開発に向けた具体的なイメージを持たせる。
- イ 開催期間 令和5年11月～12月頃。（1）と同日・同会場で開催。
- ウ 内容 ジビエを用いた食品の開発や販売に関して実績のある者を講師として、ジビエを活用した商品開発の手法や、販路拡大に向けた取組について講義する。
その後、認証施設で処理された枝肉の解体の見学会を実施し、エゾシカ肉を用いた料理について知見のある者を講師としてエゾシカの各部位に適した調理の実演及び試食会を開催し、商品開発に向けた具体的なイメージを持つ手助けとする。
- エ 対象 道と包括連携協定を締結又は「ほっかいどう応援団会議」に参加している企業をはじめとした北海道にゆかりや想いのある企業・団体の食品開発担当者やバイヤー等（16名）

(3) エゾシカ対策の最前線視察

- ア ねらい エゾシカによる食害を受けた被害現場と、認証施設等を見学し、エゾシカを取り巻く現状についての理解を深める。
- イ 開催期間 令和5年11月～12月頃。（1）及び（2）開催の翌日。
- ウ 内容 エゾシカの食害によって甚大な被害を受けている農地や自然公園を、案内人の説明のもと実際に見学し、ジビエの活用を推進することが被害低減に繋がり、企業による社会貢献に繋がるという意識を促進させる。
その後、認証施設等を併せて見学し、認証施設におけるエゾシカ肉の供給能力や、認証施設ではHACCPに基づく徹底された衛生処理が行われていることを発信し、肉が硬くて臭い・不衛生・供給が不安定といった、ジビエを商品の原料として利用する上でのマイナスイメージを払拭させる。
- エ 対象 道と包括連携協定を締結又は「ほっかいどう応援団会議」に参加している企業をはじめとした北海道にゆかりや想いのある企業・団体の食品開発担当者やバイヤー等（16名）

(4) その他の業務

- ア 上記業務のほか、エゾシカ肉及び関連製品の消費拡大に資する独自事業、連携事業の企画があれば提案すること。

(5) 印刷物の作成

上記(1)から(3)の実施に当たっては、プロモーション内容等を掲載した印刷物を作成し、参加者やマスメディアへ配布する。

(6) 道民などへの情報発信

各事業について、マスメディア等を活用した道民などへの効果的な情報発信の手法を検討し、実施する。また、成果物及び構成素材の二次・他用途活用の方策の提案があれば記載する。

(7) 事業効果の分析

各事業については、参加者に対するアンケート調査を実施し、結果集計及び事業効果の分析を行う。

(8) 報告書の作成

本業務の実施結果等を取りまとめた報告書を作成する。報告書は、紙媒体(A4判)1部及び電子媒体(CD-R等)1部とする。

なお、本業務における成果物(データ)の所有権及び著作権は道に帰属する。

4 契約期間

契約締結の日から令和6年(2024年)3月4日(月)まで

5 実績報告について

受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書を北海道に提出すること。なお、作成に当たっては次に留意すること。

- (1) 実施事業の詳細内容、効果、課題点等に関する内容を含むこと。
- (2) アンケート調査内容及びその分析結果を含むこと。
- (3) 参加者の氏名、連絡先等に関する資料を添付すること。
- (4) 提出は、紙媒体1部(A4判)及び同内容を格納した電子媒体(CD-R等)1部とすること。

6 予算上限額

2,552千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

7 業務処理に当たっての留意事項

- (1) 業務のねらいを達成するため最適な事業の計画を立てること。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議して決定する。
- (3) 既に補助金等を受けている事業について、それと同一対象範囲の事業については本事業の対象とならない。
- (4) 本業務では、エゾシカ肉処理施設認証制度の認証を受けた処理施設において解体処理されたエゾシカ肉を使用すること。
- (5) 本業務において、エゾシカ肉処理施設認証制度実施要綱第4に規定する認証マークを使用する場合は、道へ事前に使用許諾を得ること。
- (6) 食肉の販売、流通、衛生管理などの専門的知識を有するとともに、経験豊富な人材を必要に応じ配置すること(必要に応じて許認可手続きなどの対応ができることを含む。)
- (7) 本事業を展開するに当たり、事業を確実かつ効果的に遂行できる体制が構築できること。
- (8) 本事業で取り扱う個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、北海道個人情報保護条例(平成6年条例第2号)等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。
- (9) 業務処理に当たっては、「エゾシカ肉処理施設認証制度」、「エゾシカ衛生処理マニュアル」、「エゾシカ肉処理施設認証取得の手引き」(北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/index.htm>))の内容を参考とすること。

8 プロポーザル参加資格

- (1) 複数の企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)または単体企業等であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 道内に本社又は事業所等(本業務を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること(ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体、緊急雇用創出推進事業における著しく不適切な事業実施等により道又は、市町村から指導を受けた団体を除く。)
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。または、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）
 - ② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ③ 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が、単独法人及び法人以外の団体、又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

9 手続等

プロポーザルに参加しようとする者は、事前に参加表明書及び関係書類を提出すること。

環境生活部自然環境局野生動物対策課において、資格の有無を審査し、結果を通知するとともに、資格を有する者には、企画提案書等の提出を依頼する。

(1) 企画提案説明書等の交付

ア 交付期間 令和5年（2023年）7月28日（金）から令和5年9月15日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 下記（5）のとおり

なお、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ対策係のホームページからダウンロードすることができる。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/>）

(2) 参加表明書の提出

ア 期限 令和5年（2023年）8月18日（金）午後5時（必着）

イ 場所 下記（5）のとおり

ウ 部数 1部

エ 方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

オ 書類 参加表明書及び参加表明書に記載の関係書類

(3) 企画提案書の提出

ア 期限 令和5年（2023年）9月15日（金）午後5時（必着）

イ 場所 下記（5）のとおり

ウ 部数 6部（うち1部は表紙及び各ページに企画提案者名等を記入し、5部は企画提案者名を空欄とする。）

エ 方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

オ 書類 企画提案書

(4) 企画提案に関する質問の受付及び回答

当委託業務の企画提案について、電子メールにより質問を受け付けます。

質問をメールで送信する場合は、件名に「【質問】令和5年度エゾシカ肉流通拡大委託業務<企業等名>」と明記し、本文に「企業等名」「担当者職氏名」「連絡先電話番号」及び「質問内容」を記載してください。送信後、必ず電話で「着信の確認」をお願いします。

なお、質問内容の趣旨等の確認をする場合があります。

また、当委託業務の企画提案に関係のない質問については、回答しかねますのでご了承ください。

【送信先アドレス】 kansei.ezoshika@pref.hokkaido.lg.jp

【回答方法】北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ対策係のホームページにおいて、掲載します。 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/>

【回答日】着信日の翌日から2日以内（なお、回答日が土日・祝日になる場合は、翌日（翌々日））。

【受付期限】令和5年（2023年）9月11日（月）午後5時まで

(5) 手続に関する問い合わせ及び参加表明書、企画提案書の提出先

10 プロポーザル審査の実施

- (1) 企画提案書の提出者に対し、プロポーザル審査会において、書類及びヒアリングによる審査を実施する。ヒアリングの日時、場所は別途通知する。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書が6者以上の場合、書類審査による1次審査を行い、5者の企画提案書を選定の上、当該企画提案書を提出した提案者に対して、ヒアリングを行うものとする。

11 プロポーザルの選定に係る審査基準

以下の要件をプロポーザルの選定に係る審査基準とする。

- (1) 実施体制・業務遂行能力
 - (ア) 業務を遂行するうえで、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。(5点)
 - (イ) 事業実施のスケジュール及び経費積算は適切かつ妥当であるか。(5点)
- (2) 企画提案の内容
 - (ア) エゾシカ食肉セミナーの企画、実施
 - a セミナーを実施するにあたり告知方法、講師の選定、時期や場所が適切か。(5点)
 - b エゾシカ肉の持つ栄養特性などの講義により、参加者が商品に取り入れたいくなるような内容か。(5点)
 - c 認証制度の運用による安全・安心なエゾシカ肉の利用について、参加者の認知・興味が促進されるような効果的な内容か。(5点)
 - (イ) ジビエ商品開発セミナーの企画、実施
 - a セミナーを実施するにあたり告知方法、講師の選定、時期や場所が適切か。(5点)
 - b エゾシカ肉を用いたジビエ商品の開発及び販路拡大のための手法を学べる内容か。(5点)
 - c 参加者がエゾシカ肉に適した調理方法を理解し、商品に取り入れたいくなるような内容か。(10点)
 - d 認証制度の運用による安全・安心なエゾシカ肉の利用について、参加者の認知・興味が促進されるような効果的な内容か。(5点)
 - (ウ) エゾシカ対策最前線視察の企画、実施
 - a 視察を実施するにあたり告知方法、講師の選定、時期や場所が適切か。(5点)
 - b エゾシカが引き起こしている問題を理解し、エゾシカ対策が企業による社会貢献としてPRに繋がると理解できる内容か。(5点)
 - c 認証制度の運用による安全・安心なエゾシカ肉について、供給能力や衛生管理についての理解が促進されるような内容か。(5点)
 - d 認証肉の魅力が伝わり、ジビエを商用利用する上でのマイナスイメージを払拭させるような内容か。(10点)
 - (エ) その他の業務
 - a 認証肉及び関連製品の流通拡大に資する独自事業、連携事業の企画が提案されているか。(10点)
- (3) その他
 - (ア) 事業目的を理解し、その目的に沿った創意工夫や独自性、先見性等が見られるか。また、成果物及び構成素材の二次・他用途利用の方策の提案があるなど、創意工夫が見られるか。(10点)
 - (イ) 過去の有効活用の取組実績を踏まえた提案内容となっているか。(5点)

12 契約に関する基本事項

- (1) 提案内容の修正
採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (2) 見積書の提出
プロポーザル審査会で選定された企画提案者には、改めて当該業務の見積書の提出を依頼する。
- (3) 契約保証金
受託者は、委託者である道が免除する場合を除き、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。
- (4) 前払金
受託者は、委託料の10分の3に相当する額の範囲内で委託料の前金払の請求をすることができる。

- (5) 再委託の禁止
業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (6) 成果物及び構成素材に関する知的財産権等の取扱い
成果物及び構成素材に関する第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て道に帰属するものとする。

13 その他

- (1) 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合は無効となることがある。
 - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) ヒアリングに参加しなかった場合は、棄権したものとみなす。
- (3) 参加表明書、企画提案書の作成・提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (5) 電子メールによる提出は認めない。
- (6) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (7) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (9) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (10) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲内で、複製を作成することがある。
- (11) 審査に当たっては、企画提案書の提案者名は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）により行うものとする。
- (12) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (13) 業務委託した事業者の名称は公表する。
- (14) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。
- (15) プロポーザルの審査結果については公表する。
- (16) 企画提案書等に虚偽の記載があることが判明した場合、その他、業務を遂行できない重大な事由が発生した場合は、審査会で審議の上、失格になることがある。
- (17) 本事業の実施状況を確認するため、本事業の開始から終了までの間に道の求めに応じて打合せを行うものとする。

〈参考〉契約締結までの主なスケジュール（予定）

7月28日（金）	事業公告
8月18日（金）	参加表明書提出期限
9月15日（金）	企画提案書提出期限
9月 下旬	ヒアリング・プロポーザル審査会
10月上旬	指名選考委員会（随意契約の適否）
10月上旬	契約締結（～令和6年（2024年）3月4日 委託業務の実施）